



第67回

通勤手当の非課税限度額の改正

令和 8 年度税制改正により、通勤のため自動車などの交通用具を使用しての給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について改正が行われました。

1. 改正の概要

(1) 対象
自動車・バイク・自転車等の交通用具で通勤する給与所得者

(2) 改正内容

① 片道 65 km 以上の通勤者の非課税限度額を引上げ

② 一定要件を満たす駐車場等料金を常例負担する通勤者の 1 か月当たりの非課税限度額は、通勤距離区分に応じた非課税限度額に駐車場等料金相当額 (上限 5,000 円) を加算した金額

(3) 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われる通勤手当

2. 非課税の対象となる駐車場の範囲

① 通勤に使用する交通用具 (自動車・バイク・自転車等) のための施設

② 次のいずれかの周辺に所在

・勤務先の周辺
・利用する交通機関の駅・停留所の周辺
・その他の交通施設 (フェリー乗り場、空港等) の周辺

③ 通勤のために「料金を負担することが常例」であること

④ 非課税の対象とならない駐車場等

・自宅付近の駐車場等
・通勤距離が片道 2 km 未満の人が負担する駐車場等

3. 月 5,000 円加算の考え方

① 駐車場等は複数の場合は合算
「1 か月当たりの料金相当額」の合計 (上限 5,000 円) を加算

② 実際の支給方法は自由

通勤手当と駐車場手当を区分しても一本化しても可 ↓ 判定は合計額と非課税限度額で行う

4. 非課税限度額の計算

(1) 自動車等のみ + 駐車場等の場合

通勤距離区分の限度額と、駐車場等の料金相当額 (上限 5,000 円) の合計額

(2) 電車等 + 自動車等 + 駐車場等の場合

合理的な運賃等と、通勤距離区分の限度額と、駐車場等の料金相当額 (上限 5,000 円) の合計額 (合計額上限 150,000 円)

5. 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額

① 月額料金は、月額をそのまま使用 (複数月一括なら月割り)

② 年額料金は、年額を 12 で割って月額換算 (複数年一括ならさらに年数で割る)

③ コインパーキング等の都度払いは、実際の月額合計、または、1 回当たり料金 × 月利用回数で計算

④ ① から ③ 以外の場合、年間料金相当額を 12 で割る

⑤ 駐車場の料金を消費税及び地方消費税の額が含まれている場合は、その額を含めた金額

6. 書類確認の取扱い

① 法令上、契約書・領収書の提出義務なし

② ただし実務上は、月額料金を確認できる資料の提出・申告を受けることが望ましい

7. 実務上の注意点

① 自宅付近の駐車場は非課税対象外

② 距離 2 km 未満は駐車場加算不可

③ 「加算枠の上限」は、月 5,000 円

④ 区分支給・一括支給はどちらでも可 (合計判定)

⑤ 令和 8 年 4 月 1 日以後支給分から適用

(税理士 光廣 昌史)



税理士法人 光和パートナーズ
株式会社 オフィスミツヒロ

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007

お申込みはHPから

URL <https://www.office-m.co.jp/>

2026年 第5回 家族を幸せにする相続セミナー 知っておきたい『葬儀後に必要となる手続き』

「家族を幸せにする相続セミナー」の締め括りは、実際に相続が発生した後の対策として、葬儀後に欠かせない、各種手続きについてお話します。日本は申請主義なので、手続きをしないともらえないお金が沢山あります。また、金融機関等での手続きは、各機関で必要書類が異なり、煩雑なものとなっています。

今回は、これらの手続きについて、相続手続きアドバイザーの立場から事例を交えたお話いたします。ご家族の皆様、そしてご本人の準備のためのヒントにして頂き、今後の相続対策としてお役に立てます。

◆日時 2026年9月3日(木) 14:00~16:00

◆講師 代表取締役・税理士 光廣 昌史

◆会場 てらまちビュー空館(12階)

広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D

◆参加費 1,000円(税込)

◆定員 8名

◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ

総合企画部 / 下田・和田